

第 6745 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月18日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 都市計画道路予定地の区域内の宅地の容積率

Q : 都市計画道路予定地の区域内の宅地の容積率が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

さきごろ、国税庁は相続税等の財産評価の適正を図るため、財産評価基本通達を見直し、パブリックコメントを経たうえで、都市計画道路予定地の区域内に宅地の容積率を改正しました。

内容は、次のとおりです。

- ①ビル街地区、高度商業地区の容積率
これまでの600%未満、600%以上700%未満、700%以上の区分が700%未満、700%以上の2区分に改正された。
- ②繁華街地区、普通商業・併用住宅地区の容積率
これまでの300%未満、300%以上400%未満、400%以上の区分が300%未満、300%以上400%未満、400%以上500%未満、500%以上に細分化された。
- ④普通住宅地区、中小工場地区、大工場地区の容積率
これまでの200%未満、200%以上の区分が200%未満、200%以上300%未満、300%以上に細分化された。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】